

標 題：

IBC/BCH コード及びMAROPL 73/78附属書Ⅱ
第2回改正に関する外国籍船舶の
適合調査および証書発行について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 129

Date: 平成6年 2月 7日

関係船主・造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にNKテクニカルインフォメーション No.121(平成5年10月1日)でお知らせいたしましたように、標記の改正が本年7月1日に施行されます。

この改正は新造船または就航船を問わず一律に実施されることから、現在 IBC/BCH適合証書又は NLS証書を所持するすべての船舶は、施行日までに改正コード又は改正附属書に適合した証書を所持する必要があります。

つきましては、添付別紙に本改正に関する外国籍船舶の適合調査および証書発行の取扱いを定めましたので、適合調査申請の際は別紙取扱いに基づいて関連図書を弊社船体部・タンカー部門まで御提出下さいますよう御案内申し上げます。

尚、日本籍船舶に関する適合調査および証書発行の取扱いは、別途御案内申し上げます。

敬 具

添付：NKテクニカルインフォメーション No.129 別紙

IBC/BCHコード及びMARPOL 73/78附属書Ⅱ 第2回改正に関する
外国籍船舶の適合調査および証書発行の取扱い

1. 一般

1) 適用規則

第33回海洋環境保護委員会(MEPC)及び第61回海上安全委員会(MSC)においてIBC/BCHコード及びMAROPOL 73/78附属書Ⅱの改正案が採択され、それぞれ次の決議番号により規則の改正が実施されることになった。

IBCコード Res. MEPC55(33)及びRes. MSC28(61)

BCHコード Res. MEPC56(33)及びRes. MSC29(61)

MARPOL 73/78 附属書Ⅱ Res. MEPC57(33)

2) 改正内容

本改正では、第1回改正と同様に、物質の追加、削除又は名称変更とともに汚染分類を含めて物質の最低要件が全面的に見直された。従って、改正施行日以降、有害液体物質又は危険化学薬品を運送するすべての船舶は、運送する個々の物質の改正要件すべてに適合しなければならない。

2. 対象船舶

新造船または就航船を問わず有害液体物質又は危険化学薬品を運送するすべての船舶に適用される。

3. 実施日

本改正（以後、改正規則と称す）は、1994年7月1日より施行される。従って現在IBC/BCHコード適合証書またはNLS証書を所持するすべての船舶は、施行日までに改正規則に適合した証書の発給を受けなければならない。

4. 適合調査および証書発行の申請方法

申請者は申込書（添付書式1）を作成し、必要提出図書とともに本会船体部へ提出すること。

5. 必要提出図書

1) 改正規則に適合させるために必要となる図書は、次のとおりである。

IBC適合証書またはBCH適合証書を有する船舶

i) P&Aマニュアル

ii) ケミカル、オペレーションマニュアル^{*NB)} または、

ケミカル、ローディングオペレーションマニュアル^{*NB)}

NLS証書を有する船舶

i) P&Aマニュアル

^{*NB)} IBC適合証書第5項.1またはBCH適合証書第5項(a)に記載されている貨物積付資料を指す。

- 2) 上記 1) の図書は改正規則に対応したものでなければならないことから、次の項目について、現在承認を受けているこれらの図書を書換え作成の上、提出すること。

尚、図書の手換え作成に当たっては、NKテクニカルインフォメーションNo. 121（平成 5年10月 1日）を参照のこと。

- a) マニュアルに記載された運送物質のなかに次の改正物質があるか確認する。
- i) 名称変更物質
 - ii) 汚染分類変更物質
 - iii) 最低要件変更物質
 - iv) IBC 18章／BCH VII章からIBC 17章／BCH VI章へ格上げされた物質
 - v) IBC 17章／BCH VI章からIBC 18章／BCH VII章へ格下げされた物質
- b) 上記改正物質の要件に船舶の構造または設備が適合していることを確認する。
- 3) 上記 2) b)において、改正物質の要件に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、変更に係わる図面を提出すること。
- 4) 上記 2) b)において、改正物質の要件に適合させるために貨物の積付を変更する場合は、新しい積付に対する重心トリム計算書及び損傷時復原性計算書を提出すること。
- 但し、許容重心高さ法等により任意の積付に対する損傷時復原性について、事前にケミカル、ローディングオペレーションマニュアルの承認を受けている船舶を除く。

6. 検査

5. 3) に関連して、改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、実施日までの定期的検査時に確認検査を受ける必要がある。実施日までに定期的検査の時期が到来しない船舶においては臨時検査が必要となる。

7. 証書の発行

適合調査を終了した外国籍船舶には改正規則に適合した証書が発給される。申請者が特に希望する場合、施行日より先立って証書の発給が可能である。

8. 適合調査に関するフローチャート

適合調査の申請から証書発行までの流れを添付 2 に示す。

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係

適合調査および証書発行申込書

平成 年 月 日

(財)日本海事協会

船体部 御中

申込者住所

電話番号/FAX NO.

氏名または名称

印

下記船舶に対する適合調査および証書発行を申し込みます。

船 名	
船級番号・船舶番号・信号符字	
総トン数 / 載貨重量	/
船籍国 および 船籍港	
船舶所有者の住所, 氏名または名称	
担当者名および連絡先	Tel : FAX NO. :
建造契約年月日 起工 年月日	
船舶の種類 (該当するものに○)	油/ケミカルタンカー, 専用ケミカルタンカー, その他の船舶 ()
現在発給を受けている証書の種類 (該当するものに○)	IBC/BCH適合証書 NLS証書
改正物質の有無	添付参照のこと
関係手数料の請求先 (申請者と異なる場合に記入)	印
備 考	

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係

適合調査および証書発行申込書 (添 付 物)

1-1: 現有証書に記載された物質に改正物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

2-1: 現有証書に記載された物質に追加して、新たに申請する物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

- 2: YESの場合、追加申請物質は次のとおり。

追加申請物質



注) 新規査定物質を運送する場合もその物質名称を記載すること

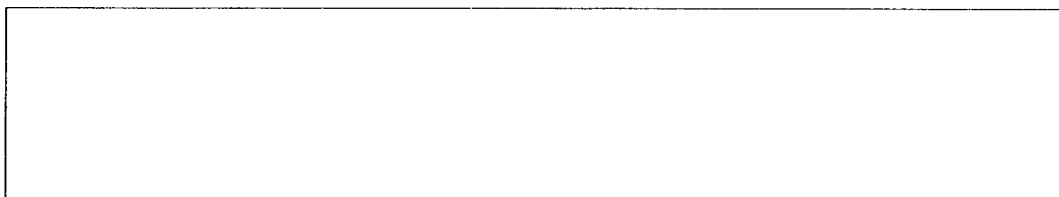
3-1: 1-1又は2-1でYESの場合、改正物質又は追加申請物質の要件に適合させる為に、本船の構造又は設備を変更するか。

☐ : YES

☐ : NO

- 2: YESの場合、変更内容を以下に記載のこと。

変更内容



適合調査に関するフローチャート (外国籍船舶)

